

令和3年3月26日

古賀市議会  
議長 結城 弘明 様

市民建産常任委員会  
委員長 古賀 誠視

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第110条の規定により報告します。

記

### 第12号議案 古賀市国民健康保険条例及び古賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を見直すため、関係条例の一部を改正するもの。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 本案は、古賀市国民健康保険条例と古賀市国民健康保険税条例の2つの条例における新型コロナウイルス感染症の定義を改正するものである。改正前は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定される定義を参照元としていたが、同法の改正に伴い、その定義が削除されたことから、参照元がなくなった。これにより、同法附則に規定されていた「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」を新たな定義として両条例に定めるものである。
2. 今回、新たに「ベータコロナウイルス属のコロナウイルス」として定義されることとなったが、市民に対しては、これまでと同様に「新型コロナウイルス」という言葉を用いて周知を図る。

#### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### 第13号議案 古賀市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、今在家地区地区整備計画区域内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画の内容として定めたものを建築基準法の制限として定めるほか、所要の措置を講じるため、条例の一部を改正するもの。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 改正対象条例の本体である古賀市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の趣旨は、地区計画において、建ててよい建築物と、建ててはならない建築物といった建築制限を定めており、その制限を遵守していただくべく、開発事業者とあらかじめ様々な協議を重ねるとともに、建築基準法に基づいた協議や指導、勧告などの手続きにおいて、地区計画の制限を踏まえたものにしておく必要があることから地区計画の区域と制限の内容を条例に定めたものである。
2. 今回の条例の一部改正の大きな目的は、本年4月中に予定をしている今在家地区地区計画の決定告示に向けて、地区計画の区域と制限の内容を本条例に規定することである。
3. 今在家地区地区計画の決定告示における「建築物等に関する事項」の内容が本条例の改正別表の中に規定されている。
4. 今回の条例の一部改正は、本地区計画の内容を担保するための改正である。本地区については、今後、組合施行による土地区画整理事業を予定しており、本地区に係る土地利用や建築規制の中で造成方法や企業誘致に関することなど様々な事項が決定される。

#### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。